

第10章 計画の推進

1 計画の推進

本行動計画の基本理念の実現に向け、着実に推進するためには、行政の施策だけでは充分ではありません。家庭や地域、保育所、幼稚園、学校、企業などと連携を図り次世代育成支援の理解を深めるとともに、それぞれの置かれた状況に応じた役割を担い推進して行くことが求められています。

(1) 家庭

- ◆子どもに愛情をもち、親子のふれあい、家族の絆を大切にします。
- ◆子どもに基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせます。

(2) 地域社会

- ◆地域全体で子育てを支援し、子どもの健やかな成長を見守ります。
- ◆子どもや子育て家庭が地域と関わる機会を積極的に推進します。

(3) 保育所・幼稚園・学校等

- ◆子どもの個性を尊重し、ゆとりある教育を推進し、豊かな心を育みます。
- ◆地域に開かれた施設にしていきます。
- ◆男女が協力し家庭を築き、子育てを行うことの意義や大切さを伝えます。

(4) 企業・職場

- ◆子育てと仕事が両立できるよう、育児休業制度の定着や労働時間の短縮など労働環境の整備に努めます。
- ◆子育てを行う労働者を支える職場づくりを図ります。

(5) 行政

- ◆本計画の子育て支援施策を積極的に推進します。
- ◆地域の企業や団体等が行う子育て支援の取り組みを支援します。
- ◆社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図り、子育て支援の環境づくりを進めます。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画を総合的・計画的に推進するため、進捗状況を把握・点検・評価する組織として、次世代育成支援関係者や市民による「二戸市次世代育成支援対策地域協議会」を設置します。また、計画の実施状況を市民に公表します。